

# 工場の産廃費用大幅削減、行政届出不要

# Super Waste Processor SWP-80 II

# 環境に優しい磁力熱分解処理装置

工場から排出される大量のプラスチックごみ、石油化学製品、ウレタン、発泡スチロール、ゴム、固化した塗料、パレット、梱包材、 段ボール等ごみを燻焼処理し、約300分の1のわずかな灰にしてしまう、画期的な磁力熱有機廃棄物分解処理装置SWP-80Ⅱ。 屋根と電気さえ有ればどこでも設置出来、電気代月額約7万円。熱効率がパワーアップし、煙、CO2、ダイオキシン、臭い、騒音等 無く、環境に優しい。連続投入が出来、効率良い廃棄で産廃処理コストの大幅削減が可能。

ダイオキシン類対策特別措置法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、消防法に対応し、行政届出は不要。



ごみは上から投入



下からの煙を防ぐ2重扉



灰は底部に落ちて貯まる



灰は完全に燃え尽きたパウダー状



発泡スチロール

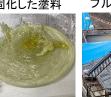




プリント基板



固化した塗料





売れ残った服



『Super Waste Processor SWP-80 II』の大きな特徴

- 1. 屋根と電気さえ有ればどこでも使用が可能
- 2. 石油やガス等燃料を一切使わず、電気だけで燻焼処理
- 3. 電気代月額7万円程度のランニングコストで、産廃費用を大幅削減
- 4. 煙、CO2、ダイオキシン等排ガス、臭いを出さない ※排ガス測定検査では、毎回大幅に基準値を下回る数値を実現
- 5. 高い熱効率
- 6. 灰は投入時容量の約1/300に減容
- 7. わずかな灰しか出ないため排出は月に1回で十分。後処理が簡単
- 8. 廃棄物を連続投入出来るため、効率の良いごみ処理が可能
- 9. 装置の構造が小型でシンプルなため、故障が無く、メンテナンスも楽
- 10. 水分を多く含んだおむつ等ごみは紙等と混ぜると早く効率的に処理
- 11. タールは燃え尽きて排出量は微量

### 処理可能なもの

プラスチック製品、石油化学製品、ウレタン、発砲スチロール、 プリント基板、電線、ゴム、ブルーシート、固化した塗料、段ボー ル、紙、材木、パレット、布、軍手、ウェス、衣料品、タイヤ、書類、 水分の少ないもの等

#### 処理不可のもの

鉄、金属、缶、乾電池、アルミ包装袋、ガラス、ビン、石、貝、 コンクリート、レンガ、塩ビ、水分の多いもの、液化する化学製品 投入可能サイズ

投入口幅:530X530mm に入る大きさの廃棄物

#### 水分の多い廃棄物

水分の多いおむつ等は大量の木チップや段ボール等と混ぜると 処理が可能

## SWP-80 IIが有るとごみ問題解決が出来る場所

物流で発生する梱包材



工場で発生する軍手、ウェス



売れ余った衣料品



災害後のブルーシート



下のQRコードから

ご覧頂けます

本製品の最新情報を

#### 焼却炉と何が違うの?

- 1. 焼却炉はガスや燃料の炎でごみを燃やしますが、SWP-80 II は炎が無く、火鉢の炭と同様に熱と煙で分解
- 2. 焼却炉はバッチ方式なため処理後は毎回灰をかき出す必要が有るが、SWPは1か月に1~2度で十分
- 3. 焼却炉の内部に有るレンガが無いため、交換が無い
- 4. SWP-80 Ⅱ は燻焼炉方式を用い、二酸化炭素やダイオキシンを発生させない独自技術で処理

#### 一般的な磁石ごみ分解炭化炉装置とSWP-80 Ⅱ は何が違うの?

- 1. 二酸化炭素、有害ガス排出量が極めて少なく、排気測定試験では他社を大幅に下回る値を常に記録
- 2. 非常に優れた熱効率技術
- 3. 白煙無し、タール液は燃え尽きて微量なため、スクラバー水洗浄装置は不要

#### 1. ダイオキシン類対策特別措置法 (2000年1月15日施行)

火床面積0.5㎡以上(※1)、焼却能力50kg/h以上(※2)の廃棄物焼却炉が対象で以下の義務が有る。

- ※1 火床面積とは、一時燃焼室の床面積のことです。※2 焼却能力とは、1時間あたり何kg焼却できるかを表します。
- 1.届出の義務: 設置60日前までに、都道府県知事に届出をすること。
- 2.ダイオキシン類の測定:年1回以上排ガス・ばい塵・焼却灰等(※3)を測定し、報告すること。
- ※排ガスとは煙突から排出される前のガスで、ばい塵は集塵装置から排出される灰。焼却灰は、燃焼室から排出される灰。
- 3.ダイオキシン類の排出基準:火床面積0.5m以上2m未満または、焼却能力50kg/h以上200kg/h未満の廃棄物焼却炉の場合は、排ガス(基準値:5ng-TEQ/m3N)ばい塵、焼却灰(基準値:3ng-TEQ/m3N)

※SWP-80Ⅱは火床面積0.49㎡未満、焼却能力49kg/h未満であることから、上記3つには該当しない焼却炉です。

#### 2. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (平成14年12月1日改正施行)

規模にかかわらず、すべての廃棄物焼却炉に適用。(焼却設備の構造基準)

- 1.空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接する事無く、燃焼室において発生する燃焼ガスの温度が摂氏800度以上の 状態で、廃棄物を焼却できるものであること。
- 2.燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものである事。
- 3.外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものである事。
- 4.燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- 5.燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。
- ※SWP-80 II は上記5つの構造基準に適合した焼却炉です。
- 3. 消防法:据付面積2㎡以上の炉が対象です。

SWP-80:据付面積 約1.95㎡

1.届出の義務: 設置7日前までに消防長に届出をすること。

## ※上記の通りSWP-80 II は届出の対象外です。

2.設置基準: SWP-80 II は摂氏800度以上で燃焼する開放炉以外であるため保有距離は以下の通りに設置してください。

•上方:4m以上、侧方:2m以上、前方:2m以上、後方:2m以上

製品名	SWP-80 I	SWP-120 II	
装置寸法 mm	1,500 X 1,300 X 高1,800	1,800 X 1,800 X 高3,200	
1日の処理量 m3	0.5~1.5m3 (重量0.2~0.5ton) ※対象物により異なる	2.0~7.0m3 (重量0.7~2ton) ※対象物により異なる	
ごみ投入口寸法	幅530X縦530mm	幅580 X 縦500 mm	
消費電力/200V	3∼8kWh	5~15kWh	

#### 排ガス測定結果 (2021年3月)

項目	測定結果	単位	計量方法
ばいじん濃度	2.6	mg/m3	JIS Z-8808に準拠
窒素酸化物濃度	26	mg/m3	JIS K-0104に準拠
塩化水素濃度	2.0以下	mg/m3	JIS- K-0107に準拠
一酸化炭素濃度	25	ppm	JIS K 0098に準拠
ダイオキシン類	4.3	Ng/m3	JIS K-0311に準拠



**販売代理店** カッティングエッジ株式会社

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-6

TEL / FAX :03-6822-5613 https://cuttingedge-tech.jp/

sales@ctg-edge.jp



お問い合わせ先はこちら

●カタログの内容は予告無く変更する場合がありますので、ご了承願います。 ●カタログ制作:2024年9月